

行動援護に係る報酬・基準について 《論点等》

行動援護の概要

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

253単位(30分)～2,506単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)
→支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

1,587(国保連平成29年4月実績)

○ 利用者数

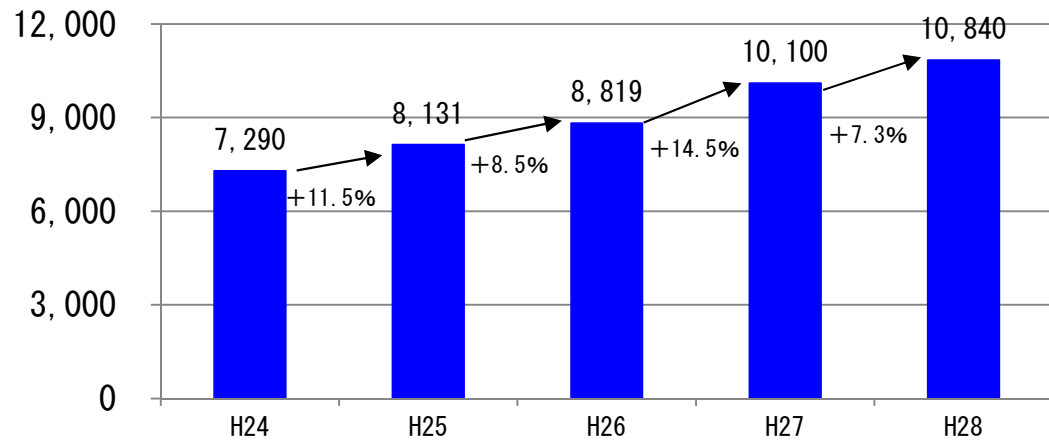
9,834(国保連平成29年4月実績)

行動援護の状況

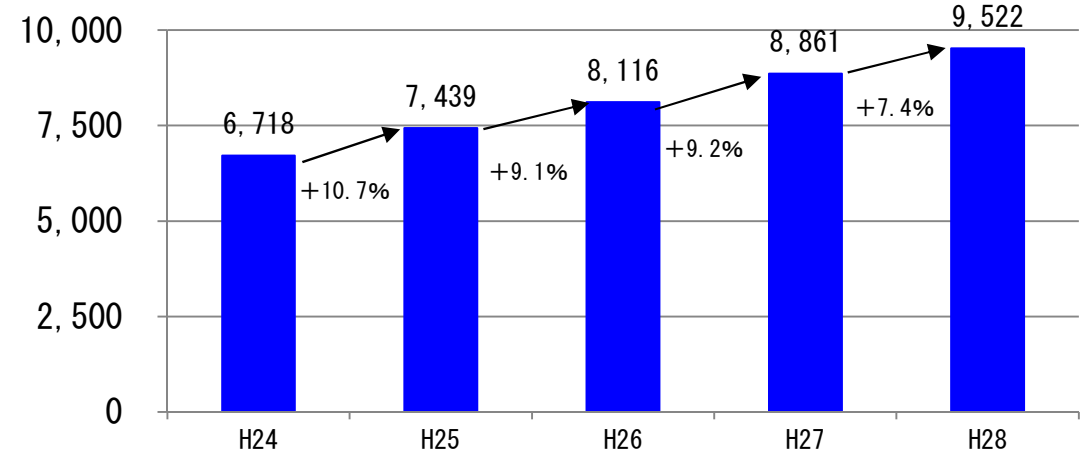
【行動援護の現状】

- 行動援護の平成28年度費用額は約108億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.5%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については毎年度増加している。一人当たり費用額の推移については増加したり減少したりしている。

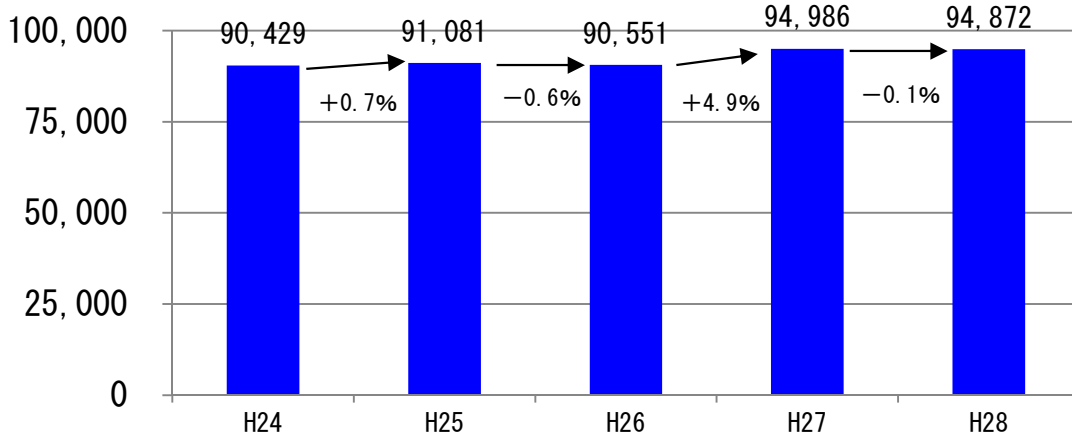
総費用額の推移（百万円）



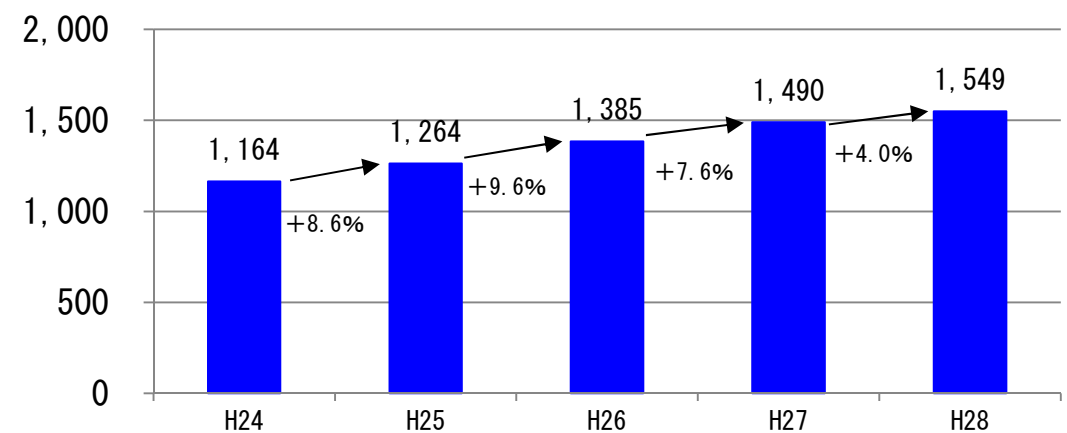
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○行動援護の従業者資格要件に関する経過措置を延長すべき。延長と併せて経過措置延長と行動援護サービスの利用促進、従業者の養成を検討すべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
2	○行動援護については、外出に附帯する居宅内での支援等が認められているが、これを大幅に拡大し、居宅内における子どもへの支援ポイントを伝達できる利用方法を可能とすべき。	

行動援護に係る報酬・基準について

行動援護に係る論点

論点 従業者要件等について

【論点】 従業者要件等について

現状・課題

- 平成27年度の報酬改定において、従業者及びサービス提供責任者の要件として、行動援護従業者養成研修課程修了者であることとしつつ、平成30年3月末までは、これらの研修課程を修了したものとみなす経過措置を設けた。
- また、支援計画シートが未作成の場合の減算について、平成30年3月31日まで、支援計画シートを作成していなくても減算しない経過措置を設けた。

論 点

- 従業者要件についてどう考えるか。
↓
- 平成28年度に実施した抽出調査において約7割の従業者が経過措置対象者であり、うち3割が行動援護従業者養成研修課程の修了予定がないこと、また、関係団体からも経過措置の延長を希望する意見があることなどを勘案し、従業者要件の経過措置は延長することとしてはどうか。
- 支援計画シート作成にかかる経過措置についてどう考えるか。
↓
- 同調査によると、事業所の9割以上が、支援計画シートを作成済み又は作成予定があることを踏まえ、支援の質の確保の観点から、未作成でも減算しない経過措置については廃止してはどうか。

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	△ (実務2年) (※4)	△ (実務5年) (※4)
④居宅介護職員初任者研修修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修修了者	○	○ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	△ (実務2年) (※4)	△ (実務5年) (※4)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※3)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修修了者	○ (※1)	×	○	△ (※3)	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑨行動援護従業者養成研修修了者	×	×	○	△ (※3)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑩居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※3)	×	×	△ (実務2年) (※4)	×
⑪視覚障害者外出介護研修修了者等	△ (減算) (※2)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※3 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※4 平成30年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※5 ほか、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

行動援護従業者養成研修課程修了者の状況について (平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査)

○ 従業者

合計	行動援護従業者 養成研修課程修 了者	強度行動障害養成 研修(基礎及び実 践)課程修了者	経過措置対象者		
			研修が終了すると 見込まれる者	研修修了予定が ない者	
6,079 人	2,097 人	429 人	4,223 人	2,405 人	1,818 人
(100%)	(34.5%)	(7.1%)	(69.5%)	(39.6%)	(.29.9%)

※ 抽出調査。複数回答。

※ 97.7%の事業所が居宅介護等の指定を併せて受けており、全ての従業者が行動援護を提供しているものではない。

○ 支援計画シートの作成状況

